

令和3年度 研修実施計画

| 番号 | 研修の名称               | 研修の必要性  | 主な内容  | 対象者   | 計画人員(人) |    |    | 実施時期(月/日)     | 日数(日) | 実施課等 | 備考  |
|----|---------------------|---|---|---|---------|----|----|---------------|-------|------|---|
|    |                     |   |   |   | 計       | 民  | 国  |               |       |      |   |
| 1  | 森林計画(基礎)            | 森林の適正な利用及び整備に向けた森林計画制度の適切な運用を図るため、民有林の森林計画制度に関する基礎的な知識及び技術を習得させ、森林計画に関する実務ができる者を育成する。   | 森林計画制度の体系<br>各種森林計画の概要と意義及びその運用<br>森林計画作成(ワーキング)演習  | 地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね3年以下の者)等  | 35      | 28 | 7  | 9/27 ~ 10/4   | 5     | 本所   | 中止<br>(令和3年9月13日付変更)  |
| 2  | 森林計画<br>(森林調査・計画策定) | 森林の適正な利用及び整備に向けた森林計画制度の適切な運用を図るため、最新の森林情報、調査手法、計画量の算出等に関する知識及び技術を習得させ、実効性の高い森林計画を策定できる者を育成する。                                 | 最新の森林調査の技術<br>森林調査の手法<br>森林計画の推進<br>森林計画量算定等の実務   | 地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね2年以上の者、森林計画(基礎)研修修了者あるいは同研修修了者と同等の知識を有する者)等             | 25      | 18 | 7  | 7/12 ~ 7/16   | 5     | 本所   |   |
| 3  | 森林立地・施業技術           | 森林の多面的機能の発揮を重視し、目標林型に応じた森林の管理経営を行うため、森林土壌や多様な森林施業等に関する知識及び技術を習得させ、立地環境に適した森林づくりや森林施業技術を的確に指導できる技術者を育成する。                      | 土壌の調査手法<br>立地環境と造林、森林管理の関係<br>森林の多面的機能発揮のための森林施業  | 地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね2年以上の者)、森林総合監理士等  | 25      | 18 | 7  | 10/25 ~ 10/29 | 5     | 本所   | 中止<br>(令和3年9月13日付変更)<br>山梨県<br>(年次プラン)※<br>【森林総合監理士<br>フォローアップ研修】 |
| 4  | 生物多様性保全             | 地域の自然的・社会的状況に応じた実効性のある生物多様性保全を図るため、生物多様性保全の知識及び生物多様性保全に配慮した森林施業を実行する際の留意点等を習得させ、生物多様性保全についての的確に指導できる者を育成する。                   | 生物多様性をめぐる動き<br>森林生態系と生物多様性<br>生物の多様性を豊かにする森林管理  | 地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、森林総合監理士等  | 21      | 14 | 7  | 11/8 ~ 11/10  | 3     | 本所   | 変更<br>(令和3年9月13日付変更)<br>山梨県<br>【森林総合監理士<br>フォローアップ研修】             |
| 5  | 森林環境教育              | 森林の多様な利用を図るため、森林と人との共生に係る多様な活動に関するコーディネート能力の向上に必要な知識及び技術を習得させ、森林環境教育の企画立案を行える者を育成する。  | 森林環境教育の現状<br>森林環境教育等の課題と推進方策<br>森林環境教育等の企画と実践   | 地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等  | 24      | 10 | 14 | 10/26 ~ 10/28 | 3     | 本所   | 変更<br>(令和3年9月13日付変更)  |
| 6  | 山村振興・地方創生推進         | 山村振興及び地方創生の推進を図るため、地域資源を活用した都市住民や企業との連携の在り方、山村振興に向けた活動促進策等に関する知識を習得させ、地域活性化の方策を企画・立案できる者を育成する。                                | 山村と都市や企業等の連携<br>地域資源を活用した地域づくり<br>企画立案実習  | 地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等  | 20      | 13 | 7  | 2/8 ~ 2/10    | 3     | 本所   |   |
| 7  | 特用林産                | 山村地域の重要な収入源、就業機会の確保等に資する特用林産の振興に資するため、生産技術や特用林産物を活用した地域振興など特用林産物の生産・流通、食の安全確保等に関する知識及び技術を習得させ、地域における特用林産の普及指導ができる者を育成する。      | 特用林産物に関する知識、生産技術<br>安全な特用林産物の供給<br>特用林産物を活用した地域振興の取組  | 地方公共団体職員等   | 20      | 20 | 0  | 11/15 ~ 11/19 | 5     | 本所   | 山梨県   |
| 8  | 森林整備事業              | 森林整備事業等の効果的な推進を図るため、リモートセンシング技術の活用等の森林整備事業における新たな取組、継続的に利用できる路線整備等についての知識及び技術を習得させ、森林整備事業等の適切な運用や林業事業体等に対する適切な指導ができる技術者を育成する。 | 森林整備事業の概要<br>リモートセンシング技術の活用等の新たな取組<br>先進的な造林事業体の経営と取組<br>継続的に利用できる路線整備                      | 地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員(初任者レベルの者)等   | 35      | 28 | 7  | 12/14 ~ 12/17 | 4     | 本所   |   |
| 9  | 林道技術者育成 1           | 林道事業の調査・設計を担う技術者の技術力向上を図るため、現地実習等を通じて機器の取り扱い、設計監理、設計・積算、施工管理、災害復旧、事業評価制度等の知識及び技術を習得させ、林道業務の実務ができる技術者を育成する。                    | 林道の設計に関する知識・技術の概要<br>林道を設計するための基本的な現場実務<br>林道の維持管理に関する知識<br>施設災害復旧に関する知識、技術の概要<br>事業評価制度の概要 | 地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね3年以下の者、又は通信研修(治山・林道)を修了した森林官等及び初任の森林管理署等治山・土木担当者)等      | 28      | 21 | 7  | 6/7 ~ 6/18    | 12    | 本所   | 中止<br>(令和3年9月13日付変更)  |
| 10 | 林道技術者育成 2           | 林道事業の調査・設計を担う技術者の技術力向上を図るため、現地実習等を通じて機器の取り扱い、設計監理、設計・積算、施工管理、災害復旧、事業評価制度等の知識及び技術を習得させ、林道業務の実務ができる技術者を育成する。                    | 林道の設計に関する知識・技術の概要<br>林道を設計するための基本的な現場実務<br>林道の維持管理に関する知識<br>施設災害復旧に関する知識、技術の概要<br>事業評価制度の概要 | 地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね3年以下の者、又は通信研修(治山・林道)を修了した森林官等及び初任の森林管理署等治山・土木担当者)等      | 28      | 21 | 7  | 10/4 ~ 10/7   | 4     | 本所   | 変更<br>(令和3年9月13日付変更)  |
| 11 | 林道路網計画              | 林業の成長産業化に向け、林道路網の計画、計画作成の技術的課題及び路線計画に関する現地検討を通して、森林施業地から木材市場までを視野に入れた林道計画の構想及びそれぞれの役割に応じた林道の線形等の設計についての指導できる技術者を育成する。         | 林道路網の計画<br>林道路網計画作成の技術的課題<br>路線計画に関する現地検討   | 地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員(初任者レベルの者を除く)、森林総合監理士等  | 25      | 18 | 7  | 9/13 ~ 9/17   | 5     | 本所   | 中止<br>(令和3年9月13日付変更)<br>山梨県<br>【森林総合監理士<br>フォローアップ研修】             |
| 12 | 林道施設メンテナンス          | 林道施設の点検・診断を担当する技術者の技術力向上を図るため、現地実習等を通じて損傷程度の評価、対策区分の判定、健全性の評価等の知識及び技術を習得させ、施設点検の実務の指導ができる技術者を育成する。                            | 林道施設点検に関する知識、技術の概要<br>林道施設点検の現場実務   | 地方公共団体職員、森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね3年以上の者)等   | 27      | 23 | 4  | 6/29 ~ 7/2    | 4     | 本所   | 中止<br>(令和3年9月13日付変更)  |
| 13 | 森林作業道作設指導者・監督者      | 森林作業道の適切な作設に資するため、路体・路面の盛土の施工・締固め方法、排水方法など基礎的な技術を習得させ、森林作業道作設工事において的確な技術指導・管理監督ができる者を育成する。                                    | 森林作業道の作設方法及施工管理<br>路体構造調査<br>作設路線の評価  | 地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、森林総合監理士等  | 27      | 20 | 7  | 10/18 ~ 10/22 | 5     | 本所   | 中止<br>(令和3年9月13日付変更)<br>山梨県<br>【森林総合監理士<br>フォローアップ研修】             |
| 14 | 治山(基礎)              | 円滑な治山事業の推進のため、機器の取り扱い、治山事業の基礎的な調査、計画、設計、施工、点検・診断、事業評価制度、自然現象の基本的見方等の知識及び技術を習得させ、治山業務の実務を遂行できる技術者を育成する。                        | 治山事業の概要<br>事業評価制度(費用対効果分析)の概要<br>治山事業の実務<br>調査・計画・設計、深流測量、工法、点検・診断等(総合演習)                   | 地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね3年以下の者、又は通信研修(治山・林道)を修了した森林官等及び初任の森林管理署等治山・林道担当者)等      | 35      | 25 | 10 | 9/7 ~ 9/17    | 11    | 本所   | 中止<br>(令和3年9月13日付変更)<br>山梨県                                       |
| 15 | 治山(設計)              | 治山事業の調査・設計を担う技術者の技術力向上を図るため、調査・測量・設計の現地実習等を通じ、自ら設計もできる技術者を育成する。   | 治山事業の概要<br>治山調査・測量・設計の実践<br>災害復旧  | 地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね2年以上5年以下の者で、治山(基礎)研修を修了した者、あるいは治山(基礎)研修修了者と同等の知識を有する者)等 | 27      | 20 | 7  | 9/27 ~ 10/8   | 12    | 本所   | 中止<br>(令和3年9月13日付変更)  |
| 16 | 治山(地すべり)            | 円滑な地すべり防止事業の推進のため、地すべり防止事業の調査、計画、設計、施工等に関する知識及び技術を習得させ、地すべり防止業務の実務を遂行できる者を育成する。   | 地すべり防止事業を取り巻く新たな動き<br>治山(地すべり関連)の先進的知識・技術<br>地すべり防止技術向上のための専門的技術<br>調査、計画、設計等の実務            | 地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね3年以上の者)等  | 30      | 20 | 10 | 11/8 ~ 11/12  | 5     | 本所   |   |
| 17 | 保安林及び林地開発許可 1       | 保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図るため、両制度に係る基本的な知識及び技術を習得・向上させ、保安林の指定・解除、林地開発許可等の業務を適切に実施できる者を育成する。                                      | 保安林制度について<br>保安林指定・解除及び指定施業要件変更の実務<br>林地開発許可制度について  | 地方公共団体職員(都道府県及び条例に基づく権限移譲を受けた市町村の職員)及び森林管理局・署等職員(初任者レベルの者)等                               | 54      | 47 | 7  | 6/8 ~ 6/11    | 4     | 本所   | 中止<br>(令和3年9月13日付変更)  |
| 18 | 保安林及び林地開発許可 2       | 保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図るため、両制度に係る基本的な知識及び技術を習得・向上させ、保安林の指定・解除、林地開発許可等の業務を適切に実施できる者を育成する。                                      | 保安林制度について<br>保安林指定・解除及び指定施業要件変更の実務<br>林地開発許可制度について  | 地方公共団体職員(都道府県及び条例に基づく権限移譲を受けた市町村の職員)及び森林管理局・署等職員(初任者レベルの者)等                               | 54      | 47 | 7  | 8/17 ~ 8/20   | 4     | 本所   |   |
| 19 | 森林保護管理(病虫害)         | 松くい虫被害やナラ枯れ被害等に対する森林保護施策推進のための、被害のメカニズムや被害対策等の知識及び技術を習得させ、的確で効果的な防除施策を実施できる技術者を育成する。  | 森林保護行政の現状と課題<br>森林病虫害の現状と防除対策   | 地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等  | 32      | 25 | 7  | 6/22 ~ 6/25   | 4     | 本所   | 中止<br>(令和3年9月13日付変更)  |

| 番号 | 研修の名称              | 研修の必要性  | 主な内容  | 対象者  | 計画人員(人) |    |    | 実施時期(月/日)     | 日数(日) | 実施課等      | 備考   |
|----|--------------------|---|---|--|---------|----|----|---------------|-------|-----------|--|
|    |                    |   |   |  | 計       | 民  | 国  |               |       |           |  |
| 20 | 森林保護管理(獣害)         | シカやクマ等による森林被害を軽減させ、森林・林業の再生に向けた森林整備を着実に実行していくための、被害状況、加害動物の生態、安全な鳥獣被害対策の実施、保護管理等についての知識及び技術を習得させ、戦略的な被害対策を企画できる技術者を育成する。                      | 野生鳥獣管理を巡る現状と課題<br>野生鳥獣の保護管理と森林施業<br>シカの痕跡と被害<br>くくりわな製作とわな設置等の実習  | 地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、森林総合監理士等                                   | 30      | 20 | 10 | 11/17 ~ 11/18 | 2     | 本所        | 変更<br>(令和3年9月13日付変更)<br>【森林総合監理士<br>フォローアップ研修】 |
| 21 | 森林総合監理士育成 1・2      | 地域の森林の整備・保全及び林業の成長産業化を推進するため、森林・林業に関する広範囲な知識及び技術、コミュニケーションや合意形成方法を習得させ、市町村森林整備計画の作成や実行監理等が適切に実施できる森林総合監理士を育成する。                               | 林業・木材産業の現状<br>森林施業の方法<br>森林計画制度<br>路網整備、作業システム<br>林業ICT化の意義と手法<br>コミュニケーションとプレゼンテーション演習   | 地方公共団体職員、森林管理局・署等職員及び林業事業体職員等                                  | 45      | 28 | 17 | 6/15 ~ 6/17   | 3     | 本所        | 変更<br>(令和3年9月13日付変更)<br>【22 森林総合監理士育成<br>2】と統合 |
| 22 | 森林総合監理士育成 2        | 地域の森林の整備・保全及び林業の成長産業化を推進するため、森林・林業に関する広範囲な知識及び技術、コミュニケーションや合意形成方法を習得させ、市町村森林整備計画の作成や実行監理等が適切に実施できる森林総合監理士を育成する。                               | 林業・木材産業の現状<br>森林施業の方法<br>森林計画制度<br>路網整備、作業システム<br>林業ICT化の意義と手法<br>コミュニケーションとプレゼンテーション演習   | 地方公共団体職員、森林管理局・署等職員及び林業事業体職員等                                  | 45      | 28 | 17 | 7/5 ~ 7/9     | 0     | 本所        | 変更<br>(令和3年9月13日付変更)<br>【21 森林総合監理士育成<br>1】へ統合 |
| 23 | 林業金融実務・税制          | 林業経営の安定化・拡大・改善等の取組を支援し、意欲と能力のある林業者等を育成・確保することで、林業成長産業化を図るため、林業の金融制度及び税制に係る専門的な知識を習得させ、林業金融・税制の業務全般を適切に行える者を育成する。                              | 林業金融制度の意義と実際<br>林業税制の意義と実際  | 地方公共団体職員   | 24      | 24 | 0  | 7/6 ~ 7/8     | 3     | 本所        | 変更<br>(令和3年9月13日付変更)                           |
| 24 | 森林組合指導担当基礎         | 森林組合を適切に指導するため、森林組合法、森林組合の会計制度、コンプライアンス等に関する森林組合指導に当たっての幅広い知識及び実践的な能力を習得させ、森林組合指導の実務を的確に遂行できる者を育成する。  | 森林組合の現状と課題<br>森林組合法の解説(R2改正法含む)<br>コンプライアンスの確立(森林組合指導のポイント)<br>森林組合の経営状況の見方<br>企業会計の基礎(BS、P/L)  | 都道府県の森林組合指導担当職員  | 35      | 35 | 0  | 6/22 ~ 6/24   | 3     | 本所        | 変更<br>(令和3年9月13日付変更)                           |
| 25 | 森林作業システム           | 本格的な利用期を迎えている森林資源の循環利用の促進による林業の成長産業化の実現を図るため、効率的な線形で作られた路網を活用した低コストで高効率な作業システムに関する知識及び技術を習得させ、安全性と生産性を向上する森林作業システムを実践・指導できる者を育成する。            | 森林作業システムの基本的考え方や効率化手法(机上演習、現地演習を含む)<br>森林作業システム計画に資するICTやソフトウェア   | 地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、森林総合監理士等                                   | 20      | 17 | 3  | 10/19 ~ 10/21 | 3     | 本所        | 変更<br>(令和3年9月13日付変更)<br>【森林総合監理士<br>フォローアップ研修】 |
| 26 | チェーンソー伐木造材技術(初級)   | 安全な搬出間伐作業等を推進するため、安全な作業方法や健康障害防止対策といった、伐木等作業に関する基礎的な知識及び技術を習得させ、地域において的確な普及指導ができる者を育成する。  | 伐木等の方法(伐倒練習機による伐木実習等)<br>健康障害を防止するための目立て<br>チェーンソーの構造とメンテナンス<br>災害事例及び関係法令<br>ISO規格による振動管理<br>伐木等の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第8号)                                | 地方公共団体職員等  | 12      | 12 | 0  | 6/14 ~ 6/18   | 5     | 林業機械化センター |  |
| 27 | チェーンソー伐木造材技術(上級)   | 安全な搬出間伐作業等を推進するため、危険な伐倒や災害事例研究といった、伐木等作業に関する高度な知識及び技術を習得させ、地域において的確な普及指導ができる者を育成する。   | 伐木等の原理・原則<br>チェーンソーの特徴と保守管理、健康管理<br>伐木等作業の特徴と作業の安全(伐倒練習機による伐木実習等)<br>災害事例及び関係法令<br>チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育(平成4年4月23日付け基発第260号)                              | 地方公共団体職員等(「伐木等の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第8号)」修了者)             | 12      | 12 | 0  | 8/30 ~ 9/3    | 5     | 林業機械化センター | 中止<br>(令和3年9月13日付変更)                           |
| 28 | チェーンソー伐木造材技術(安全指導) | 安全な搬出間伐作業等を推進するため、伐木等作業に関する安全対策に必要となる知識及び技術のさらなる向上を図り、加えてリスクアセスメントを実践する能力を養成することにより、地域において的確な普及指導ができる者を育成する。                                  | 伐木等作業の法整備の背景・経緯<br>伐木等作業の特徴と作業の安全(伐倒練習機による伐木実習等)<br>伐木等作業を通じた安全指導の方法等   | 地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員等(「伐木等の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第8号)」修了者) | 12      | 8  | 4  | 6/21 ~ 6/25   | 5     | 林業機械化センター |  |
| 29 | チェーンソー刈払機 1        | 安全な搬出間伐作業等を推進するため、安全な作業方法や健康障害防止といった、伐木・刈払等作業に関する基礎的な知識及び技術を習得させる。  | 伐木等の方法(伐倒練習機による伐木実習等)<br>健康障害を防止するための目立て<br>チェーンソー及び刈払機の構造とメンテナンス<br>災害事例及び関係法令<br>伐木等の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第8号)<br>刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育(平成12年2月16日付け基発第66号) | 森林管理局・署等職員   | 12      | 0  | 12 | 11/29 ~ 12/3  | 5     | 林業機械化センター | 変更<br>(令和3年9月13日付変更)                           |
| 30 | チェーンソー刈払機 2        | 安全な搬出間伐作業等を推進するため、安全な作業方法や健康障害防止といった、伐木・刈払等作業に関する基礎的な知識及び技術を習得させる。  | 伐木等の方法(伐倒練習機による伐木実習等)<br>健康障害を防止するための目立て<br>チェーンソー及び刈払機の構造とメンテナンス<br>災害事例及び関係法令<br>伐木等の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第8号)<br>刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育(平成12年2月16日付け基発第66号) | 森林管理局・署等職員   | 12      | 0  | 12 | 6/28 ~ 7/2    | 5     | 林業機械化センター |  |
| 31 | 高性能林業機械(女性担当者)     | 安全な高性能林業機械作業を推進するため、高性能林業機械の基本操作等を通して、高性能林業機械の特性や安全な操作方法等に関する基礎的な知識及び技術を習得させ、地域において的確な普及指導ができる者を育成する。   | 高性能林業機械の特性<br>高性能林業機械の安全な作業方法<br>高性能林業機械の普及指導のポイント<br>高性能林業機械の現状と効率的な作業システム事例   | 地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員等のうち女性職員                                   | 9       | 5  | 4  | 7/5 ~ 7/9     | 5     | 林業機械化センター |  |
| 32 | 高性能林業機械(基礎) 1      | 安全な高性能林業機械作業を推進するため、高性能林業機械の基本操作等を通して、高性能林業機械の特性や安全な操作方法及び作業システムに関する基礎的な知識及び技術を習得させ、地域において的確な普及指導ができる者を育成する。                                  | 高性能林業機械の特性<br>高性能林業機械の安全な作業方法<br>作業システムの基礎整備に向けた森林作業道作設事例<br>高性能林業機械の現状と効率的な作業システム事例  | 地方公共団体職員、森林管理局・署等職員及び森林総合監理士等                                  | 9       | 5  | 4  | 7/12 ~ 7/16   | 5     | 林業機械化センター | 【森林総合監理士<br>フォローアップ研修】                         |
| 33 | 高性能林業機械(基礎) 2      | 安全な高性能林業機械作業を推進するため、高性能林業機械の基本操作等を通して、高性能林業機械の特性や安全な操作方法及び作業システムに関する基礎的な知識及び技術を習得させ、地域において的確な普及指導ができる者を育成する。                                  | 高性能林業機械の特性<br>高性能林業機械の安全な作業方法<br>作業システムの基礎整備に向けた森林作業道作設事例<br>高性能林業機械の現状と効率的な作業システム事例  | 地方公共団体職員、森林管理局・署等職員及び森林総合監理士等                                  | 9       | 5  | 4  | 9/13 ~ 9/17   | 5     | 林業機械化センター | 中止<br>(令和3年9月13日付変更)<br>【森林総合監理士<br>フォローアップ研修】 |
| 34 | 高性能林業機械(林業大学校指導者)  | 安全かつ効率的な高性能林業機械作業を推進するため、高性能林業機械の基本操作、研修生相互の指導及びディスカッション等を通して、高性能林業機械の特性や安全かつ効率的な操作方法及び作業システム等に関する幅広い知識及び技術を習得させ、林業大学校等において的確な普及指導ができる者を育成する。 | 高性能林業機械の安全かつ効率的な作業方法<br>高性能林業機械作業に係る指導のポイント<br>林業大学校の指導事例等  | 林業大学校指導者等  | 9       | 9  | 0  | 8/16 ~ 8/20   | 5     | 林業機械化センター | 中止<br>(令和3年9月13日付変更)                           |
| 35 | 高性能林業機械(安全指導)      | 安全かつ効率的な高性能林業機械作業を推進するため、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき特別教育を必要とする車両系木材伐出機械等に関する知識、理論及び技術を習得させ、地域において的確な普及指導ができる者を育成する。                           | 車両系木材伐出機械等の運転の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第6号の2、第6号の3及び第7号の2)<br>高性能林業機械作業におけるリスクアセスメント<br>ワイヤロープの取扱い   | 地方公共団体職員(「車両系木材伐出機械等の運転の業務に係る安全衛生特別教育」の講師等になり得る者)及び森林管理局・署等職員等 | 12      | 8  | 4  | 10/25 ~ 11/2  | 9     | 林業機械化センター |  |
| 36 | 高性能林業機械作業システム(生産性) | 安全かつ効率的な高性能林業機械作業システムの定着を図るため、高性能林業機械を用いた集材作業等の実践、データ収集及び生産性算出を通して、現地の状況に応じた最適な作業システムの選択に必要な知識を習得し、地域において生産性向上に向けた普及指導ができる者を育成する。             | 生産性の把握に関する基礎知識<br>生産性の把握、算出、評価  | 地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員等  | 12      | 8  | 4  | 10/18 ~ 10/22 | 5     | 林業機械化センター |  |

| 番号 | 研修の名称                     | 研修の必要性   | 主な内容   | 対象者  | 計画人員(人) |    |    | 実施時期(月/日)     | 日数(日) | 実施課等      | 備考  |
|----|---------------------------|--|--|--|---------|----|----|---------------|-------|-----------|---|
|    |                           |  |  |  | 計       | 民  | 国  |               |       |           |   |
| 37 | 森林作業道(基礎技術)               | 安全かつ丈夫で簡易な森林作業道の整備を推進するため、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の技能講習を実施した上で、森林作業道作設に必要な基礎的な知識及び技術を習得させ、地域において的確な普及指導ができる者を育成する。                                 | 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習(労働安全衛生法施行令第20条第12号)<br>森林作業道作設に必要な知識及び技術<br>森林作業道に関する試験研究成果       | 地方公共団体職員等(「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習(労働安全衛生法施行令第20条第12号)」修了者を除く。)         | 10      | 10 | 0  | 9/27 ~ 10/8   | 12    | 林業機械化センター | 中止<br>(令和3年9月13日付変更)  |
| 38 | 森林作業道(作設技術)               | 安全かつ丈夫で簡易な森林作業道の整備を推進するため、地形・地質等にに応じた森林作業道作設に必要な実践的な知識及び技術を習得させ、地域において的確な普及指導ができる者を育成する。   | 森林作業道作設に必要な知識及び技術<br>森林作業道作設指導に必要なポイント   | 地方公共団体職員(「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習(労働安全衛生法施行令第20条第12号)」修了者)及び森林管理局・署等職員等 | 9       | 7  | 2  | 10/11 ~ 10/15 | 5     | 林業機械化センター |   |
| 39 | 森林作業道(改修技術)               | 既設の路網を活用した撤出間伐作業等の実施に当たり、森林作業道の継続的な利用を図るため、損壊箇所の補修及び高性能林業機械作業システムを踏まえた森林作業道の線形変更といった、森林作業道改修に必要な知識及び技術を習得させ、地域において的確な普及指導ができる者を育成する。               | 森林作業道改修に必要な知識及び技術<br>森林作業道改修指導に必要なポイント   | 地方公共団体職員(「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習(労働安全衛生法施行令第20条第12号)」修了者)及び森林管理局・署等職員等 | 9       | 7  | 2  | 11/8 ~ 11/12  | 5     | 林業機械化センター |   |
| 40 | 集材架線                      | 安全な林業架線作業を推進するため、安全な架設・撤去の作業手順、集材機の運転操作及び架線設計等に必要となる知識及び技術を習得させ、地域において的確な普及指導ができる者を育成する。   | 集材架線(エンドレスタイラー式)の架設・集材・撤去作業<br>ワイヤロープの取扱い<br>集材架線の設計<br>機械集材装置の運転の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第7号) | 地方公共団体職員、森林管理局・署等職員及び森林総合監理士等  | 15      | 10 | 5  | 5/18 ~ 5/28   | 11    | 林業機械化センター | 中止<br>(令和3年9月13日付変更)<br>【森林総合監理士<br>フォローアップ研修】                    |
| 41 | 林業機械体験                    | 将来の森林・林業分野を担う人材の育成に資するため、森林・林業施策の動向等の知識を付与するとともに、高性能林業機械等の操作体験を通して、森林施業と林業機械に対する理解を醸成する。   | 高性能林業機械の体験学習<br>林野庁行政の役割と林業技術者への期待   | 大学生(林業関係学会会員)等   | 20      | 20 | 0  | 9/8 ~ 9/10    | 3     | 林業機械化センター | 中止<br>(令和3年9月13日付変更)  |
| 42 | 木材産業・木材利用(基礎知識・木質バイオマス利用) | 木材産業の振興と木材利用の実需拡大を図るため、木材の加工・流通、木造建築等に関する基礎知識及び木質バイオマスの多様な利用に関する知識を習得させ、地域の木材産業に係る課題等に対応するとともに地域の木材利用を推進できる者を育成する。                                 | 木材産業・木材利用の現状と課題<br>木材の加工・流通の基礎知識<br>木造建築・住宅資材の基礎知識<br>木質バイオマスの多様な利用の現状と課題                        | 地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員(初任者レベルの者)等  | 35      | 28 | 7  | 12/6 ~ 12/9   | 4     | 本所        | 変更<br>(令和3年9月13日付変更)  |
| 43 | 木材産業・木材利用(実践・輸出戦略)        | 木材産業の振興と木材利用の実需拡大を図るため、木材の加工・流通、木造公共建築物及び木材輸出等に関する最新の動向、知識及び技術を習得させ、地域の木材産業等に係る課題を解決できる者を育成する。   | 木材産業・木材利用の現状と課題<br>木材の加工・流通<br>住宅資材・技術開発<br>大規模木造建築、木材利用推進<br>木材輸出を巡る最近の情勢、輸出促進の戦略               | 地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員(初任者レベルの者を除く。)、森林総合監理士等                                    | 40      | 33 | 7  | 1/25 ~ 1/27   | 3     | 本所        | 変更<br>【森林総合監理士<br>フォローアップ研修】                                      |
| 44 | 木材産業・木材利用(先進事例学習)         | 木材産業の振興と木材利用の実需拡大を図るため、CLT(直交集成材)、バイオマス発電等について、全国先進事例に関する講義や現地見学を通じて知見を習得させ、地域の木材産業等に係る課題を解決できる者を育成する。   | 木材の加工・流通に関する動向<br>木材のカスタド利用<br>木材市場、CLT工場<br>バイオマス発電施設   | 地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、森林総合監理士等   | 28      | 21 | 7  | 8/23 ~ 8/27   | 5     | 本所        | 中止<br>(令和3年9月13日付変更)<br>岡山県<br>(年次プラン)※<br>【森林総合監理士<br>フォローアップ研修】 |
| 45 | 公共建築物等木材利用促進              | 公共建築物等の木材利用促進を図るため、中大規模木造建築物の設計に当たっての制度、木材や木質建材の特性等についての知識及び木造建築の構造設計に關する基礎的な技術を習得させ、中大規模木造建築物の構造設計及び発注等ができる者を育成する。                                | 建築基準法の解説・木造技術の最近の動き<br>中大規模木造のための木質材料の知識<br>木造建築物の構造設計の基礎  | 地方公共団体職員等で公共建築物等の構造設計及び発注に係る者  | 40      | 40 | 0  | 11/29 ~ 12/1  | 3     | 本所        | 変更<br>(令和3年9月13日付変更)  |
| 46 | 市町村林務担当者(基礎)              | 地域の森林・林業の中心的役割を担う市町村において、森林・林業の専門技術に精通した職員が少ないことから、森林・林業に関する基礎的な知識及び技術を習得させ、林務担当業務を円滑に遂行できる職員を育成する。  | 市町村担当者に必要な森林・林業の基礎知識<br>国及び都道府県における森林・林業施策の概要<br>森林・林業の理想としての市町村森林整備計画の意義                        | 市町村林務担当職員(初任者レベルの者)  | 30      | 30 | 0  | 5/31 ~ 6/4    | 5     | 本所        | 中止<br>(令和3年9月13日付変更)  |
| 47 | 市町村林務担当者(実務)              | 地域の森林・林業の中心的役割を担う市町村において、市町村主体の森林・林業行政の推進を図るため、林地台帳管理、施業集約化、境界明確化等の専門的な知識及び技術を習得させ、市町村の森林・林業施策を適切に計画・実行できる職員を育成する。                                 | 林地台帳制度<br>森林境界明確化<br>施業の集約化<br>森林経営計画の策定   | 市町村林務担当職員(初任者レベルを除く。)  | 47      | 47 | 0  | 1/18 ~ 1/20   | 3     | 本所        | 変更  |
| 48 | 市町村林務担当者(地域林政アドバイザー)      | 市町村の森林・林業行政の体制支援を図るため、市町村に係る最新事情を含む森林・林業施策全般に関する知識及び技術を習得させ、施策の企画立案や関係者への指導・助言ができる者を育成する。  | 市町村に係る森林・林業施策<br>森林計画制度、森林法令<br>森林経営、森林整備<br>森林情報の活用<br>アドバイザー活用事例の紹介                            | 地域における市町村林務行政のアドバイザーとなり得る者   | 54      | 47 | 7  | 7/13 ~ 7/16   | 4     | 本所        | 地域林政アドバイザー活用<br>推進要綱に定める林野庁<br>が実施する研修                            |
| 49 | 森林経営管理制度の実務1              | 森林経営管理制度に関する事務を円滑に進めるため、意向調査の実施、経営管理権集積計画の作成、市町村森林経営管理事業の実施、経営管理実施権を設定する民間事業者の選定、経営管理実施権配分計画の作成等を遂行する上で必要な知識及び技術を習得させ、森林経営管理制度を適切かつ円滑に運用できる者を育成する。 | 森林経営管理法の概要<br>森林経営管理制度に係る市町村の事務<br>市町村が主体となった森林の経営管理の集積・集約事例                                     | 市町村林務担当職員等(地域林政アドバイザー等の市町村に雇用されて森林経営管理制度に係る業務に従事する者や都道府県職員を含む)                 | 47      | 47 | 0  | 5/25 ~ 5/27   | 3     | 本所        | 中止<br>(令和3年9月13日付変更)  |
| 50 | 森林経営管理制度の実務2              | 森林経営管理制度に関する事務を円滑に進めるため、意向調査の実施、経営管理権集積計画の作成、市町村森林経営管理事業の実施、経営管理実施権を設定する民間事業者の選定、経営管理実施権配分計画の作成等を遂行する上で必要な知識及び技術を習得させ、森林経営管理制度を適切かつ円滑に運用できる者を育成する。 | 森林経営管理法の概要<br>森林経営管理制度に係る市町村の事務<br>市町村が主体となった森林の経営管理の集積・集約事例                                     | 市町村林務担当職員等(地域林政アドバイザー等の市町村に雇用されて森林経営管理制度に係る業務に従事する者や都道府県職員を含む)                 | 47      | 47 | 0  | 11/24 ~ 11/25 | 2     | 本所        | 変更<br>(令和3年9月13日付変更)  |
| 51 | 総合職新採用                    | 職場適応能力を付与するため、林野庁職員としての在り方、森林・林業政策に関する基礎知識等を習得させる。   | 林野庁職員としての心構え<br>森林・林業・木材産業の現状<br>現場実務に必要な技術<br>公務員としての規範   | 令和3年度国家公務員総合職採用職員  | 17      | 0  | 17 | 4/19 ~ 4/23   | 5     | 本所        |   |
| 52 | 研修企画運営実務(先進事例学習)          | 人材育成の重要性が高まる中、各施策を現場のニーズに応じて実行し得る技術力を持った人材を各地域において育成していくため、林業大学校における教育企画運営など、人材育成の全国先進事例を学習することで実践的な知識及び技術を習得させ、人材育成の実務が遂行できる者を育成する。               | 林業大学校等の企画運営<br>技術者育成の教育企画運営手法<br>学生募集・就職等学生指導実務  | 地方公共団体職員、林野庁・森林管理局・署等の研修実務・人材育成の担当者、林業大学校・林業高校の職員等                             | 50      | 43 | 7  | 8/30 ~ 9/3    | 5     | 本所        | 中止<br>(令和3年9月13日付変更)<br>岐阜県<br>(年次プラン)※                           |
| 53 | 無人航空機活用技術                 | 状況、路網、山地被害等を効率的に把握するため、無人航空機の管理・運用、効果的な使用方法、無人航空機で撮影した写真等調査結果の解析等についての知識及び技術を習得させ、無人航空機を適切に活用できる技術者を育成する。  | ドローンの関係法令<br>ドローンの飛行技術<br>ドローンの活用例<br>画像データ等の処理  | 地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員(初級者レベルの者)等  | 25      | 21 | 4  | 12/14 ~ 12/16 | 3     | 本所        | 山梨県<br>(年次プラン)※   |
| 54 | 持続可能な森林経営のための政策立案能力の強化    | 持続可能な森林経営を実現するためのプログラム策定とその実施強化を図るため、森林を取り巻く国際的な動向や我が国の産官学における森林・林業に係る優れた技術や先駆的取組について習得させ、持続的森林経営に向けた自国の政策課題の解決に向けた行動計画を作成できる技術者を育成する。             | 持続可能な森林経営の概論<br>森林資源モニタリング手法<br>森林計画の立案手法<br>行動計画書に基づいた提案書の作成と評価                                 | 海外の中央政府及び地方府の森林経営・保全担当部局の行政官   | 12      | 12 | 0  | 3/7 ~ 3/11    | 5     | 本所        | 変更  |

| 番号  | 研修の名称                 | 研修の必要性  | 主な内容   | 対象者  | 計画人員(人) |       |     | 実施時期(月/日)     | 日数(日) | 実施課等 | 備考                   |
|-----|-----------------------|---|--|--|---------|-------|-----|---------------|-------|------|----------------------|
|     |                       |   |  |  | 計       | 民     | 国   |               |       |      |                      |
| 55  | 署長                    | 管理監督者としての責務について認識させるとともに、国有林野の管理経営の基本理念及び対外的危機管理等に必要な実践的能力を習得させ、国有林野の管理経営の適切な遂行に必要な管理指導能力、判断力をもった者を育成する。  | 国有林野及び地域の森林の管理経営<br>内部組織の管理能力の向上<br>外部対応能力の向上<br>ICT林業の実践  | 森林管理署長の職(これと同等と認められる職を含む。)に初めて任用された職員  | 20      | 0     | 20  | 4/26 ~ 4/28   | 3     | 本所   |                      |
| 56  | 行政能力向上(前期)            | 地域の様々な諸課題に対応する人材を育成するため、森林・林業施策に関する企画力やコミュニケーション、プレゼンテーション技術、民有林施策等の基礎的な知識及び技術を習得させ、地域の森林・林業行政に貢献できる者を育成する。   | 森林・林業・木材産業施策の動向<br>森林・林業・木材産業行政における国有林の役割<br>コミュニケーション、プレゼンテーション技法等の演習<br>企画力演習                        | 林野庁及び森林管理局・署等職員(森林官等の役付となるまでの期間において、林野庁本庁や現配置局と異なる局等での勤務を経験するよう計画的に人事配置された者) | 21      | 0     | 21  | 10/11 ~ 10/15 | 5     | 本所   | 変更<br>(令和3年9月13日付変更) |
| 57  | 行政能力向上(後期)            | 森林・林業行政に係る最新の動向を習得させるとともに、行政能力向上(前期)研修以降の業務成果をまとめ発表させることにより、地域の森林・林業行政に貢献できる者を育成する。   | 森林・林業・木材産業施策の動向等<br>ファンクション、プレゼンテーション技法等の演習<br>業務成果発表  | 林野庁及び森林管理局・署等職員<br>(平成30年度、令和元年度行政能力向上(前期)研修修了者)                             | 29      | 0     | 29  | 1/31 ~ 2/4    | 5     | 本所   |                      |
| 58  | 健康安全管理                | 職員の健康・安全管理に関する指導能力の向上を図るため、健康安全管理体制の強化、職場における健康安全管理等の指導に必要な幅広い情報、知識及び指導手法等を習得させ、現場で指導できる者を育成する。   | 健康安全管理体制の強化<br>健康管理指導能力の向上<br>安全管理指導能力の向上  | 森林管理局の安全衛生係長、局・署等の健康・安全衛生管理担当者、健康及び安全管理に関する実務的指導の担当職員(業務担当経験年数がおおむね2年以下の者)等  | 21      | 0     | 21  | 5/12 ~ 5/14   | 3     | 本所   |                      |
| 59  | 民国連携推進                | 民・国連携して森林の流域管理を適切に推進するため、民有林施策及び流域の特性を踏まえた民・国連携による森林整備の施策やその実施方法、木材供給の低コスト化や新たな需給拡大、合意形成等に必要知識及び技術を習得させ、流域が一体となった具体的な活動や民有林行政の支援を行える者を育成する。             | 民有林施策の概要<br>国有林における民国連携の取組<br>生物多様性保全に配慮した管理経営及び森林被害対策<br>木材産業施策の課題と今後の展開方向<br>合意形成の技術                 | 森林管理署等職員   | 21      | 0     | 21  | 1/24 ~ 1/28   | 5     | 本所   |                      |
| 60  | 木材安定供給(生産・販売)         | 国有林材を川下へ安定的に供給するため、木材産業の現状と課題、木材の加工・流通に関する知識及び低コストかつ効率的な素材生産を推進するための作業システム、森林作業道の選定等や請負現場での管理監督上の留意点等の実務的な知識及び技術を習得させ、市場の需要動向に即した素材生産、販売を実行できる技術者を育成する。 | 政策としての生産・販売事業<br>木材の加工・流通と販売<br>国有林材における安定供給等の取組   | 森林管理局・署等の収穫・生産・販売担当職員(業務担当経験年数がおおむね3年以下の者)等                                  | 21      | 0     | 21  | 11/29 ~ 12/3  | 5     | 本所   |                      |
| 61  | 情報処理<br>(森林情報の取得・利活用) | 事務・業務の効率的な実施を推進するため、無人航空機・森林GISに係る高度な活用・運用管理についての知識及び技術を習得させ、森林情報を効果的に利活用できる技術者を育成する。   | ドローンでの高度な利用<br>森林GISの高度な利用<br>森林情報の効果的な利活用   | 森林管理局・署職員  | 21      | 0     | 21  | 1/17 ~ 1/21   | 5     | 本所   |                      |
| 62  | 治山(ICT活用)             | 災害が激化・広域化する中、治山事業の実務を担う技術者の技術力の向上を図るため、航空レーザ計測、合成開口レーダ、無人航空機等を用いた計画策定の演習を通じ、治山事業の計画をなご一層効率的に策定できる技術者を育成する。  | 治山事業の概要と現状<br>近年の災害発生状況(流木被害、火山噴火等)と対策<br>最新の調査手法<br>調査結果を活用した治山事業計画策定                                 | 森林管理局・署等職員(治山(基礎)研修修了者、あるいは治山(基礎)研修修了者と同等の知識を有する者)等                          | 15      | 0     | 15  | 6/1 ~ 6/3     | 3     | 本所   | 変更<br>(令和3年9月13日付変更) |
| 63  | 通信研修(森林活用)            | 森林活用に関する基礎的な知識等を習得させ、森林活用業務を適切に遂行できる者を育成する。   | 国有財産制度、国有林野管理に関する基礎知識<br>分収林制度に関する基礎知識<br>国有林野等負付・使用等に関する基礎知識<br>森林空間総合利用に関する基礎知識<br>林野・土地の利活用に関する基礎知識 | 森林管理局・署等職員   | 40      | 0     | 40  | 6/1 ~ 2/28    | 9ヶ月   | 本所   |                      |
| 64  | 通信研修(治山・林道)           | 治山・林道に関する基礎的な知識等を習得させ、治山・林道(林業専用道を含む。)関係業務を適切に遂行できる者を育成する。  | 治山に関する基礎知識<br>林道に関する基礎知識   | 森林管理局・署等職員   | 50      | 0     | 50  | 6/1 ~ 2/28    | 9ヶ月   | 本所   |                      |
| 65  | 一般職(大卒程度)新採用1         | 職場適応能力を付与するため、林野庁職員としての在り方、森林・林業行政に関する基礎知識等を習得させる。  | 林野庁職員としての心構え<br>森林・林業・木材産業の現状<br>現場実務に必要な技術<br>公務員としての規範   | 令和3年度国家公務員一般職(大卒程度)採用職員  | 41      | 0     | 41  | 2/14 ~ 2/16   | 3     | 本所   | 変更                   |
| 66  | 一般職(大卒程度)フォローアップ1     | 職場適応力の向上を図るため、森林・林業行政に関する知識等を習得させる。   | 森林・林業・木材産業の現状<br>現場実務に必要な技術  | 令和2年度国家公務員一般職(大卒程度)採用職員  | 40      | 0     | 40  | 3/7 ~ 3/9     | 3     | 本所   | 変更                   |
| 67  | 一般職(高卒者)新採用           | 職場適応能力を付与するため、林野庁職員としての在り方、森林・林業行政に関する基礎知識等を習得させる。  | 林野庁職員としての心構え<br>森林・林業・木材産業の現状<br>現場実務に必要な技術<br>公務員としての規範   | 令和3年度国家公務員一般職(高卒者)採用職員   | 48      | 0     | 48  | 3/2 ~ 3/4     | 3     | 本所   | 変更                   |
| 68  | 一般職(高卒者)フォローアップ       | 職場適応力の向上を図るため、森林・林業行政に関する知識等を習得させる。   | 森林・林業・木材産業の現状<br>現場実務に必要な技術  | 令和2年度国家公務員一般職(高卒者)採用職員   | 36      | 0     | 36  | 2/28 ~ 3/2    | 3     | 本所   | 変更                   |
| 69  | 発注者網紀保持               | 発注者網紀保持の一層の定着を図るとともに、発注事務の公正・透明かつ適切な実施に関する理解を深めるため、網紀保持に関する基礎・応用知識、発注関係法令、入札制度等に関する知識を習得させ、指導できる者を育成する。   | 入札制度、談合、経済法等<br>他省庁や地方公共団体における先進的取組事例研究<br>リスク管理とコンプライアンス  | 森林管理局・署等の契約発注担当職員等   | 28      | 0     | 28  | 2/8 ~ 2/10    | 3     | 本所   |                      |
| 70  | 国有林野管理等の実務            | 国有林野の管理・処分、貸付・使用の円滑化と評価事務の適正な遂行を図るため、国有林野の活用等に関する専門的な知識を習得させ、国有林野の管理業務全般を行える者を育成する。   | 国有林野管理・処分業務の概要及び実務<br>国有林野の鑑定業務の実務等<br>国有林野の利活用業務の実務   | 森林管理局・署等職員(局鑑定官及び署の財産管理、計画処分、貸付担当職員等)  | 21      | 0     | 21  | 2/1 ~ 2/4     | 4     | 本所   | 変更                   |
| 102 | 一般職(大卒程度)新採用2         | 職場適応能力を付与するため、林野庁職員としての在り方、森林・林業行政に関する基礎知識等を習得させる。  | 林野庁職員としての心構え<br>森林・林業・木材産業の現状<br>現場実務に必要な技術<br>公務員としての規範   | 令和3年度国家公務員一般職(大卒程度)採用職員  | 41      | 0     | 41  | 2/16 ~ 2/18   | 3     | 本所   | 変更                   |
| 103 | 一般職(大卒程度)フォローアップ2     | 職場適応力の向上を図るため、森林・林業行政に関する知識等を習得させる。   | 森林・林業・木材産業の現状<br>現場実務に必要な技術  | 令和2年度国家公務員一般職(大卒程度)採用職員  | 39      | 0     | 39  | 3/9 ~ 3/11    | 3     | 本所   | 変更                   |
| 72  | コース                   | 森林技術総合研修所 合計  |  |  | 1,979   | 1,130 | 849 |               | 321   |      | 計画日数は通信研修を除く。        |
| 56  | コース                   | 本所 計  |  |  | 1,796   | 1,004 | 792 |               | 226   |      | 計画日数は通信研修を除く。        |
| 16  | コース                   | 林業機械化センター 計   |  |  | 183     | 126   | 57  |               | 95    |      |                      |

備考欄について  
※ 政府関係機関移転基本方針(平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定)に基づき、山梨、岐阜、岡山の各県内で実施する研修(山梨県については、従前からの継続分も含む。)